

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 略] 第 2 陸上関係 [1 ～ 3 略] 4 その他 [(1)～(15) 略] (16) ローカル 5 G の無線局 [ア 略] イ 電気通信業務用 [(7)～(7) 略] (ロ) 地域社会の諸課題の解決に寄与する計画等 基地局のうち、地域社会の諸課題の解決に寄与するもの にあつては、<u>主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 1 条第 2 項第 9 号の 2 に規定するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスをいう。）を提供する事業の計画並びに当該計画の実施体制及び実施スケジュールその他の当該計画の内容が地方公共団体に情報提供されたことを示す根拠が明らかである資料が添付されていること。</u> [削る]</p> | <p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 同左] 第 2 [同左] [1 ～ 3 同左] 4 [同左] [(1)～(15) 同左] (16) [同左] [ア 同左] イ [同左] [(7)～(7) 同左] (ロ) [同左] 基地局のうち、地域社会の諸課題の解決に寄与するもの にあつては、<u>地域社会の諸課題の解決に寄与するために実施しようとしている次のいずれかに該当する事業の計画並びに当該計画の実施体制及び実施スケジュールその他の当該計画が確実に実施されることを合理的に示す根拠が明らかである資料が添付されていること。</u> A 地域における人口減少又は高齢化に伴う対策を講ずる</p> |

| | |
|--|---|
| <p>[削る] [削る]</p> <p>[削る] [削る]</p> <p>[(#) 略] [ウ 略] [別紙(16)－1～別紙(16)－4 略] [表 略]</p> | <p>事業の計画</p> <p><u>B</u> 地域産業の維持又は活性化を図る事業の計画</p> <p><u>C</u> 地域コミュニティの維持又は地域の利便性向上を図る事業の計画</p> <p><u>D</u> 地域における安全性・防災力の強化を図る事業の計画</p> <p><u>E</u> 上記AからDに掲げるほか、地域社会の諸課題であることが明らかなものの解決に向けた事業の計画</p> <p>[(#) 同左] [ウ 同左] [別紙(16)－1～別紙(16)－4 同左] [表 同左]</p> |
|--|---|

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。